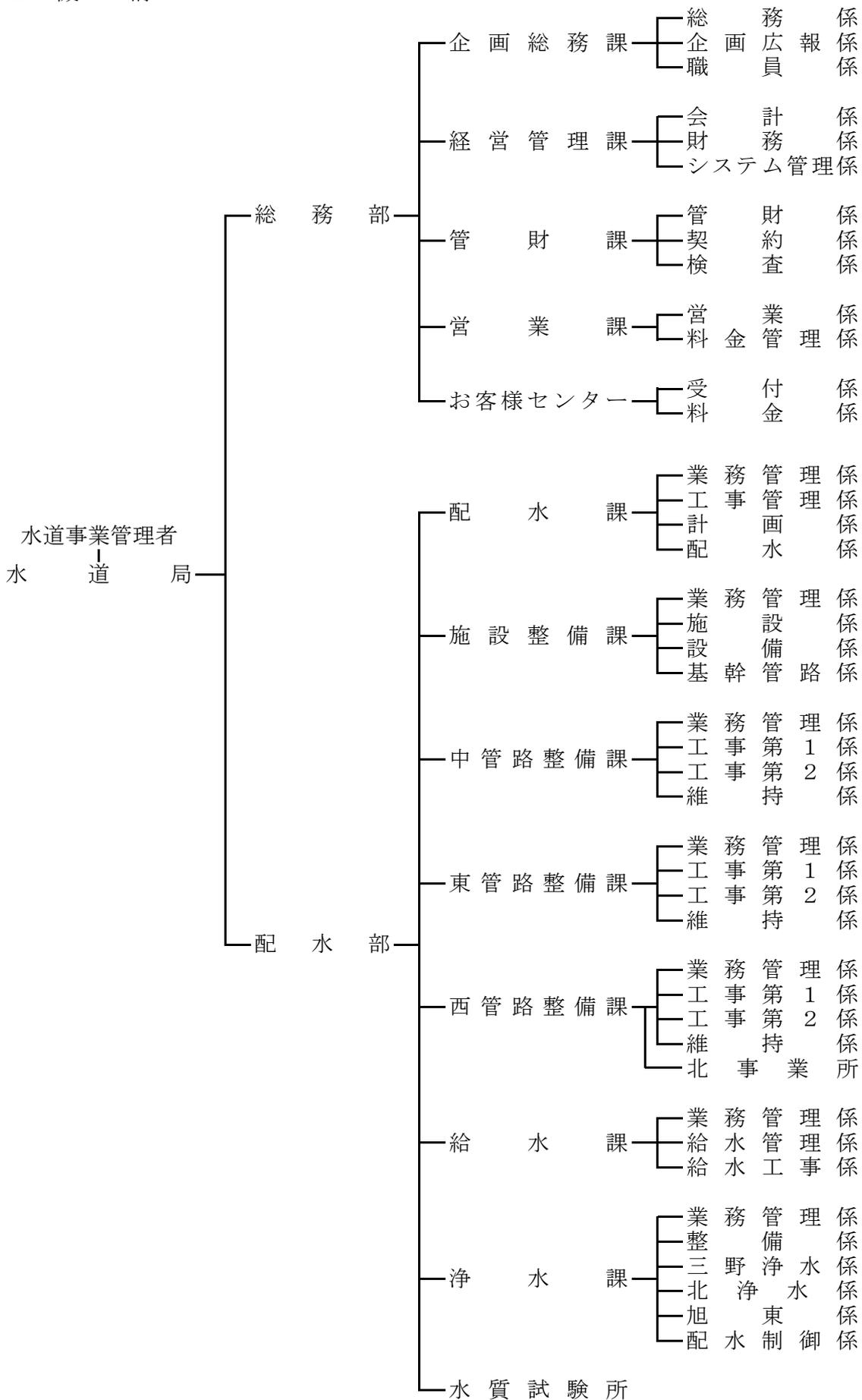


第3章 機構及び職制

1 機 構



2 事務分掌

総務部

企画総務課

総務係

- (1) 局内及び総務関係課内の総合的連絡調整に関する事。
- (2) 文書事務の総括に関する事。
- (3) 政策法務，訴訟法務，条例等の審査法務その他法務事務の総括に関する事。
- (4) 議会事務の総括に関する事。
- (5) 儀式及び交際に関する事。
- (6) 職員の任免，配置その他人事に関する事。
- (7) 局に係る危機管理に関する事。
- (8) 機構及び事務分担並びに事務決裁に関する事。
- (9) 日本水道協会に関する事。
- (10) 岡山県広域水道企業団及び岡山県南部水道企業団に関する事。
- (11) 課内庶務並びに局内他課及び課内他係の所管に属しない事。

企画広報係

- (1) 事業経営に係る基本計画の策定，経営政策会議，行財政改革その他経営企画事務及び特命による調査企画事務に関する事。
- (2) 報道機関への資料提供，広報誌，局ウェブサイトその他広報に関する事。
- (3) 岡山市水道事業審議会，意識調査その他広聴に関する事。
- (4) 事業統計及び記録に関する事。
- (5) 環境保全施策の総括に関する事。

職員係

- (1) 給与，勤務時間等職員の労働条件に関する事。
- (2) 給与の支給に関する事。
- (3) 職員研修の計画及び実施に関する事。
- (4) 職員の安全衛生及び公務災害並びに公用車の安全運転管理に関する事。
- (5) 職員の福利厚生に関する事。
- (6) 職員の労働組合に関する事。
- (7) 職員の互助団体に関する事。

経営管理課

会計係

- (1) 決算及び会計資料に関する事。
- (2) 財務会計システムの管理運用に関する事。
- (3) 資金の調達(企業債を除く。)及び運用に関する事。
- (4) 金銭，有価証券等の保管に関する事。

- (5) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (6) 支出命令の審査に関すること。
- (7) 課内庶務及び課内他係の所管に属しないこと。

財務係

- (1) 予算の編成及び執行の調整に関すること。
- (2) 財政計画及び資金計画に関すること。
- (3) 経営分析に関すること。
- (4) 企業債及び繰入金に関すること。
- (5) 支出の決定の審査に関すること。

システム管理係

- (1) 情報技術の活用についての調査及び研究に関すること。
- (2) 情報化計画の企画及び執行管理に関すること。
- (3) 局内LANの管理運用に関すること。
- (4) コンピュータ等OA機器の総括管理に関すること。

管財課

管財係

- (1) 固定資産の総括管理に関すること。
- (2) 不動産の取得及び処分に関すること。
- (3) 水道財産の使用許可等に関すること。
- (4) 工事用材料の出納及び保管に関すること。
- (5) 備品の総括管理に関すること。
- (6) 庁舎及び電話等附属設備の総括管理に関すること。
- (7) 車両の総括管理に関すること。
- (8) 水源林事業に関すること。
- (9) 課内庶務及び課内他係の所管に属しないこと。

契約係

- (1) 契約事務の総括指導及び調整に関すること。
- (2) 工事(工事に係る委託業務を含む。)及び製造の請負契約に関すること。
- (3) 物品の購入, 修繕, 検収及び売却に関すること。
- (4) 競争入札参加資格等審査委員会に関すること。
- (5) 貯蔵品(工事用材料を除く。)の出納及び保管に関すること。

検査係

- (1) 工事並びに地質調査, 測量設計及び設計業務の委託の検査に関すること。

営業課

営業係

- (1) 営業関係課所内の総合的連絡調整に関すること。

- (2) 水道料金体系及び料金徴収制度の調査及び研究に関すること。
- (3) 水道料金等徴収事務の総括に関すること。
- (4) 工業用水道の料金事務の総括に関すること。
- (5) 岡山工業用水道の給水使用料金等の徴収事務に関すること。
- (6) 課内庶務及び課内他係の所管に属しないこと。

料金管理係

- (1) 営業情報システムの管理運用に関すること。
- (2) 納入通知書等料金収納関係帳票の作成に関すること。
- (3) 営業統計に関すること。

お客様センター

受付係

- (1) 水道料金、水道水質、修繕工事等に関するお客様の問い合わせ、要望、苦情等の受付及び対応に関すること。
- (2) 水道の使用の開始、中止等(給水装置工事に係るものを除く。)の受付及び処理に関すること。
- (3) 配水管の漏水の通報等の受付及び処理に関すること。
- (4) 前3号の受付に関する集計及び分析に関すること。
- (5) 水道料金の収納等に関すること。
- (6) 水道料金等の調定、収納等の会計処理に関すること。
- (7) 所内庶務及び所内他係の所管に属しないこと。

料金係

- (1) 水道の使用の開始(給水装置工事に係るものを除く。)に伴う水道メーターの開栓等に関すること。
- (2) 水道の使用の中止(給水装置工事に係るものを除く。)に伴う水道料金の清算に関すること。
- (3) 検針及び滞納整理の総括に関すること。
- (4) 水道料金等の減額に関すること。
- (5) 各戸検針各戸徴収及び連合使用に関すること。
- (6) 岡山市水道条例(平成9年市条例第72号)に違反した行為に対する処分に関すること。

配水部

配水課

業務管理係

- (1) 配水関係課所内の総合的連絡調整に関すること。
- (2) 工業用水道に関する他機関との連絡調整に関すること。
- (3) 課内庶務及び課内他係の所管に属しないこと。

工事管理係

- (1) 水道工事の歩掛及び材料単価に関すること。
- (2) CAD設計積算システム及び修繕工事管理業務システムの管理運用に関すること。
- (3) 水道工事諸基準審査委員会に関すること。

- (4) 配水管布設工事の施行基準に関する事。
- (5) 配水管布設工事における施工技術指導の基準に関する事。
- (6) 配水管等地下埋設物の占用事務の総合調整に関する事。
- (7) 他事業者等からの依頼による配水管の移設等の工事(以下「原因者工事」という。)に係る費用負担の積算基準に関する事。
- (8) 水道技術研修所に関する事。

計画係

- (1) 施設整備事業及び配水管整備事業の全体計画に関する事。
- (2) 需給計画及び受水計画に関する事。
- (3) 水道事業計画の変更認可に関する事。
- (4) 起債計画及び国庫補助事業計画に関する事。
- (5) 水利権に関する事。
- (6) 工業用水道の実施計画及び調査に関する事。

配水係

- (1) 配水施設及び給水施設の漏水防止計画及び漏水調査業務に関する事。
- (2) 配水管図及び配水系統図の作成及び整備に関する事。
- (3) 配水圧及び流量の調査に関する事。
- (4) 電気防食装置の維持管理及び更新計画に関する事。
- (5) 鉛製給水管対策及び統計に関する事。
- (6) 都市情報システムの管理運用に関する事。

施設整備課

業務管理係

- (1) 所管工事の補償、施行事務及び総括精算に関する事。
- (2) 課内庶務及び課内他係の所管に属しない事。

施設係

- (1) 浄水場、配水池等構築物の調査、設計、施工監督及び精算に関する事。
- (2) 浄水場、配水池等構築物の修繕に関する事。

設備係

- (1) 電気、機械及び計測設備の調査、設計、施工監督及び精算に関する事。
- (2) 浄水場、配水池等施設の諸設備の修繕に関する事。

基幹管路係

- (1) 基幹施設整備事業に係る配水管布設工事、撤去工事の連絡調整、設計、施工監督及び精算に関する事。
- (2) 工業用水道事業に係る配水管布設工事、撤去工事の連絡調整、設計、施工監督及び精算に関する事。

管路整備課

業務管理係

- (1) 管路整備課内の総合的連絡調整に関する事。 (中管路整備課に限る。)
- (2) 水道の使用の開始(給水装置工事に係るものを除く。)及び中止に伴う水道メーターの開閉栓等に関する事。 (中管路整備課を除く。)
- (3) 検針及び滞納整理に関する事。 (中管路整備課を除く。)
- (4) 水道料金等の減額に関する事。 (中管路整備課を除く。)
- (5) 水道料金の収納等に関する事。 (中管路整備課を除く。)
- (6) 岡山市水道条例に違反した行為に対する処分に関する事。 (中管路整備課を除く。)
- (7) 所管工事の補償、施行事務及び総括精算に関する事。
- (8) 課内庶務及び課内他係の所管に属しない事。

工事第1係及び工事第2係

- (1) 配水管整備事業に係る配水管布設工事の連絡調整、設計、施工監督及び精算に関する事。
- (2) 原因者工事に伴う配水管移設工事の連絡調整、協議、設計、施工監督、保安巡視、精算及び負担金の算定に関する事。

維持係

- (1) 配水管の維持管理に関する事。
- (2) 岡山工業用水道の配水管の維持管理に関する事。 (東管路整備課を除く。)
- (3) 原因者工事に係る費用負担の積算に関する事。
- (4) 工事の施工監督及び積算に関する事。

北事業所

- (1) 水道の使用の開始(給水装置工事に係るものを除く。)及び中止に伴う水道メーターの開閉栓等に関する事。
- (2) 検針及び滞納整理に関する事。
- (3) 水道料金等の減額に関する事。
- (4) 水道料金の収納等に関する事。
- (5) 岡山市水道条例に違反した行為に対する処分に関する事。
- (6) 所管工事の施行事務及び精算に関する事。
- (7) 御津工業用水道の給水使用料金等の徴収事務に関する事。
- (8) 配水管の維持管理に関する事。
- (9) 配水管整備事業に係る配水管布設工事の連絡調整、設計及び精算に関する事。
- (10) 配水管布設工事の施工監督に関する事。
- (11) 御津工業用水道の配水管の維持管理に関する事。
- (12) 事業所内庶務に関する事。

給水課

業務管理係

- (1) 給水装置工事に係る手数料、負担金等の徴収に関する事。

- (2) 水道料金の収納等に関する事。
- (3) 水道の使用の開始及び中止(給水装置工事に係るものに限る。)の受付及び処理に関する事。
- (4) 課内庶務及び課内他係の所管に属しない事。

給水管理係

- (1) 給水装置工事の施行基準及び負担金制度等の調査及び研究に関する事。
- (2) 給水装置工事の統計に関する事。
- (3) 給水装置工事の完工検査に関する事。
- (4) 水道メーターの総括管理に関する事。
- (5) 貯水槽水道の管理に関する指導、助言及び勧告並びに情報提供に関する事。
- (6) 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者に関する事。
- (7) 各戸検針各戸徴収に関する事。

給水工事係

- (1) 給水装置工事の受付、設計審査、負担金等の決定及び監督に関する事。
- (2) 工業用水道給水装置工事の受付、設計審査、負担金等の決定及び監督に関する事。

浄水課

業務管理係

- (1) 取水場、浄水場、配水池及び加圧ポンプ場構内の事務管理に関する事。
- (2) 所管工事の施行事務及び総括精算に関する事。
- (3) 課内庶務及び課内他係の所管に属しない事。

整備係

- (1) 取水、導水、浄水及び送水施設並びに配水ポンプ設備、配水池、調整池及び加圧ポンプ場の整備及び改良に関する事。
- (2) 水安全計画に関する事。
- (3) 工業用水道の取水施設及び配水ポンプ設備の整備及び改良に関する事。

三野浄水係

- (1) 取水、導水、浄水及び送水施設並びに配水ポンプ設備、配水池、調整池及び加圧ポンプ場の監視及び運転に関する事。
- (2) 受水量に関する協議及び調整に関する事。
- (3) 岡山工業用水道の取水施設及び配水ポンプ設備の監視及び運転に関する事。
- (4) 監視局の運転管理に関する事。
- (5) 所管施設の維持管理及び運用に関する事。

北浄水係

- (1) 取水、導水、浄水及び送水施設並びに配水ポンプ設備、配水池、調整池及び加圧ポンプ場の監視及び運転に関する事。
- (2) 御津工業用水道の取水及び送水施設並びに配水池の監視及び運転に関する事。
- (3) 所管施設の維持管理及び運用に関する事。

旭東係

- (1) 取水，導水，浄水及び送水施設並びに配水ポンプ設備，配水池，加圧ポンプ場及び配水制御設備の整備及び改良に関すること。

配水制御係

- (1) 配水の効率的な制御に関すること。
- (2) 受水量に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 取水，導水，浄水及び送水施設並びに配水ポンプ設備，配水池及び加圧ポンプ場の監視及び運転に関すること。
- (4) 監視局，制御所の運転管理に関すること。
- (5) 所管施設の維持管理及び運用に関すること。

水質試験所

- (1) 水質試験に関すること。
- (2) 水質の調査及び研究に関すること。
- (3) 水質の管理指導に関すること。
- (4) 所内庶務に関すること。

3 職員配置表

(令和6年3月31日現在)

(単位:人)

名 所 属	職 管 理 者	職 員											計				
		部 長	担 当 長	参 事	課 長	担 当 課 長	課 長 代 理	課 長 補 佐	係 長	主 査	副 主 査	主 任		主 事	技 師	再 任 用	任 用 年 度
水 道 局	1																1
総 務 部	企 画 総 務 課		1														1
	企 画 総 務 課		1			3	1			1		1	1			1	9
	総 務 係						1			1	1	3					6
	企 画 広 報 係								1		4		1				6
	職 員 係								1		2	1	2				6
	課 小 計		1			3	2	2		8	2	7	1			1	27
	経 営 管 理 課				1	1	1										3
	会 計 係								1		1		2				4
	財 務 係								1		1	1	1				4
	シ ス テ ム 管 理 係							1				2	1				4
	課 小 計				1	1	2	2		2	3	4					15
	管 財 契 約 検 査 係				1	1	1								1	6	10
	管 財 契 約 検 査 係								1		3		1				5
	管 財 契 約 検 査 係								1		5						6
	管 財 契 約 検 査 係						1			1							2
	課 小 計				1	1	2	2		9		1			1	6	23
	営 業 課				1	1									1		3
	営 業 係								1		1	1	1				4
	料 金 管 理 係							1			2	2					5
	課 小 計				1	1	1	1		3	3	1			1		12
セ ン タ ー 様				1	1	2								1	1	6	
受 付 金 係							1			4	1	1				7	
受 付 金 係							1			4		5		1		11	
課 小 計				1	1	4			8	1	6			2	1	24	
配 水 課			2													2	
配 水 課				1	3									2	2	8	
業 務 管 理 係								1		2	1					4	
工 事 管 理 係								1		3	1		1			6	
計 画 係								1		1	1		2			5	
配 水 係								1		1	1		2			5	
課 小 計				1	3		4		7	4		5	2		2	28	
設 施 課				1		2										3	
業 務 管 理 係								1		1						2	
施 設 係								1		3	2		3			9	
設 備 係								1		4	2		2			9	
基 幹 管 路 係								1		4			2			7	
課 小 計				1		2	4		12	4		7				30	

名 所 属	職	管理者	職 員											計				
			部 長	担 当 部 長	参 事	課 長	担 当 課 長	課 長 代 理	課 長 補 佐	係 長	主 査	副 主 査	主 任		主 事	技 師	再 任 用	任 用 年 度
配 水 部	中 管 路 整 備 課				1	2										1		4
	業 務 管 理 係						1			1								2
	工 事 第 1 係							1			3	2		1				7
	工 事 第 2 係								1		3	1		3				8
	維 持 係						1			4	1		1	1				8
	小 計				1	2	2	2		11	4		5	2				29
	東 管 路 整 備 課				1		2									2		5
	業 務 管 理 係							1		1		1						3
	工 事 第 1 係							1			3	2		1				7
	工 事 第 2 係							1	1		4	1		1				8
	維 持 係						1			5			1					7
	小 計				1		3	3	1	13	3	1	3	2				30
	西 管 路 整 備 課				1	2	2											5
	業 務 管 理 係							1		1						1		3
	工 事 第 1 係							1			4	2		1				8
	工 事 第 2 係							1			3			4				8
	維 持 係						1			5			1	2				9
	北 事 業 所							1		3				1				5
	小 計				1	2	3	4		16	2		6	4				38
	給 水 課				1	1	1									3	6	12
	業 務 管 理 係						1			3								4
	給 水 管 理 係						1	1	1	3			2	1				9
	給 水 工 事 係						1			7			2					10
	小 計				1	1	4	1	1	13			4	4	6			35
	浄 水 課				1	2	3								3	5		14
	業 務 管 理 係						1			1	1	1						4
	整 備 係							1		2	2		2					7
	三 野 浄 水 係							1		10	3		3	1				18
	北 浄 水 係							1		5			1	1				8
旭 東 係						1			2								3	
配 水 制 御 係						1		1	9	2		3	1				17	
小 計				1	2	6	3	1	29	8	1	9	6	5			71	
水 質 試 験 所				1		3			2	5	3		1				15	
計		1	4	12	17	34	28	5	136	37	21	41	24	21			381	

(注) 職員合計は管理者を含む。

4 年齢別職員構成

(令和6年3月31日現在)

(1) 上水道

(単位:人、%)

年齢	職種	事務職員		技術職員		計	
		職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率
21歳未満		1	0.8	2	1.0	3	0.9
21～25		8	6.7	11	5.4	19	5.9
26～30		8	6.7	17	8.3	25	7.7
31～35		9	7.6	21	10.3	30	9.3
36～40		6	5.0	9	4.4	15	4.6
41～45		11	9.2	21	10.3	32	9.9
46～50		26	21.8	51	25.0	77	23.8
51～55		23	19.3	40	19.6	63	19.5
56～60		27	22.7	32	15.7	59	18.3
計		119	100	204	100	323	100
平均年齢		46歳8月		45歳3月		45歳9月	
平均給料(本俸)		361,406		354,368		356,961	

(2) 工業用水道

(単位:人、%)

年齢	職種	事務職員		技術職員		計	
		職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率
21歳未満			0.0		0.0	0	0.0
21～25			0.0		0.0	0	0.0
26～30			0.0	1	14.3	1	8.3
31～35		1	20.0	2	28.6	3	25.0
36～40			0.0	1	14.3	1	8.3
41～45		1	20.0	1	14.3	2	16.7
46～50		2	40.0		0.0	2	16.7
51～55			0.0	1	14.3	1	8.3
56～60		1	20.0	1	14.3	2	16.7
計		5	100	7	100	12	100
平均年齢		47歳1月		41歳3月		43歳8月	
平均給料(本俸)		363,040		326,371		341,650	

(注) 比率は端数を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

(注) 再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除く。

5 勤続年数別職員構成

(令和6年3月31日現在)

(1) 上水道

(単位:人、%)

勤続年数	事務職員		技術職員		計	
	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率
1年～5年	13	10.9	24	11.8	37	11.5
6～10	8	6.7	25	12.3	33	10.2
11～15	6	5.0	12	5.9	18	5.6
16～20	8	6.7	8	3.9	16	5.0
21～25	20	16.8	27	13.2	47	14.6
26～30	23	19.3	45	22.1	68	21.1
31～35	26	21.8	41	20.1	67	20.7
36年以上	15	12.6	22	10.8	37	11.5
計	119	100	204	100	323	100
平均勤続年数	23年11月		22年7月		23年1月	

(2) 工業用水道

(単位:人、%)

勤続年数	事務職員		技術職員		計	
	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率
1年～5年		0.0	2	28.6	2	16.7
6～10	1	20.0	1	14.3	2	16.7
11～15		0.0	1	14.3	1	8.3
16～20	1	20.0	1	14.3	2	16.7
21～25	1	20.0		0.0	1	8.3
26～30	1	20.0		0.0	1	8.3
31～35		0.0	2	28.6	2	16.7
36年以上	1	20.0		0.0	1	8.3
計	5	100	7	100	12	100
平均勤続年数	22年10月		15年3月		18年5月	

(注)比率は端数を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

(注)再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除く。